（様式第２－14号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年7月29日

八　戸　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				松館、十日市	無	R６　～　R10	松館川環境保全会	変更内容：農用地面積の変更
○				中沢	無	R７　～　R11	中野稲作地域資源保全隊	変更内容：活動期間の更新
○				新井田、妙	無	R６　～　R10	新井田地域資源保全会	変更内容：農用地面積の変更及び資源向上（共同）支払交付金の追加
○				是川	無	R６　～　R10	岩ノ沢地区環境を守る会	変更内容：農用地面積の変更及び加算措置の追加
○				中沢	無	R７　～　R11	大森地区環境を守る会	変更内容：活動期間の更新
○				島守	無	R６　～　R10	大久保地区保全会	変更内容：農用地面積の変更
○				是川	無	R７　～　R11	是川資源保全会広域協定	変更内容：活動期間の更新